

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から同年9月まで
② 昭和41年4月
③ 昭和61年8月から同年10月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①、②及び③の保険料が未納となっていた。私は、親から保険料は必ず納付するものと言われていたので、必ず納付していた。申立期間①については、国民年金手帳に納入印がある。申立期間②については、なぜ1か月だけ未納なのか分からない。申立期間③については、当時、夫が会社を辞めたので、私が市区町村役場へ行き、保険料を納付した。

このため、申立期間①、②及び③が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳により、昭和39年7月から同年9月までの国民年金印紙検認記録欄に同年9月29日付けの検認印が押されていることが確認できる。

一方、申立期間②については、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、当初、昭和41年5月1日に被保険者資格を取得していたことが確認できるとともに、オンライン記録により、平成8年10月16日に、資格取得日を昭和41年5月1日から同年4月30日に変更されていることが確認できることから、平成8年10月16日に国民年金被保険者期間として追加されるまでは未加入期間であったことが確認でき、当該変更処理の時点において、申立期間②の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間③については、オンライン記録により、平成8年10月7日の第3号被保険者の特例の届出に基づき、i) 昭和61年8月16日の申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格喪失に伴う同日以降の第3号被保険者の非該当処理、及びii) 同年11月1日の申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格取得に伴う同日以降の3号特例期間としての該当処理が行われたことにより生じた第1号被保険者期間であることが確認できる上、両処理が行われた平成8年10月7日の時点において、申立期間③の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城厚生年金 事案 1940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和62年5月16日から同年6月1日まで
② 昭和63年6月30日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、B社（現在は、C社）に勤務していた期間のうち、昭和62年5月16日から同年6月1日までの期間、及びA社に勤務していた期間のうち、63年6月30日から同年7月1日までの期間の加入記録が無かったとの回答を受けた。

しかし、B社を退職するに当たり、昭和62年5月末日まで有給休暇を消化し、その期間中にA社に入社し、63年6月30日まで勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和62年5月1日、離職日が63年6月30日となっており、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②当時のA社の元取締役から、申立人は昭和63年6月末日まで同社に勤務し、給与から当該期間の厚生年金保険料を控除されていたと思う旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年5月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和63年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和48年4月1日、離職日が62年5月15日となっている。

また、C社が加入しているD企業年金基金から、申立人は昭和48年4月1日に加入員資格を取得し、62年5月16日に同資格を喪失しているとの回答が得られた。

さらに、C社から提供された申立人に係る「退職者基本情報」から、申立人の退職日が昭和62年5月15日となっていることが確認できる上、同社から、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を給与から控除していないとの回答が得られた。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚に照会したが、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1941

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和42年10月13日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、43年3月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月13日から43年3月29日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、被保険者記録が無いことが判明した。

私は、当時、A社のB支店に通勤しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和42年10月13日、離職日が43年3月28日となっており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時、A社が加入していたC厚生年金基金に照会したところ、申立人は、同社において昭和42年10月13日に厚生年金基金の被保険者資格を取得し、43年3月29日に資格を喪失している旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者資格を有する者7人に照会したところ、そのうちの1人から、勤務期間等詳細は記憶に無いが、申立人とはB支店で一緒に働いていた旨の証言が得られた上、オンライン記録により、申立期間前後に同社において被保険者資格を取得した者12人のC厚生年金基金への加入状況を調査したところ、当該12人全員が、同厚生年金基金に加入していたことが確認できる。

加えて、C厚生年金基金から、厚生年金保険被保険者資格の届出には複写式の内紙を用いていたと回答が得られたことから判断すると、同厚生年金基金に提出されたものと同一のものが社会保険事務所に届け出られていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和42年10月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、43年3月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会の記録（C厚生年金基金から移管）から、2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和20年5月1日、喪失日は21年10月24日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年5月から同年12月までは60円、21年1月から同年3月までは140円、同年4月から同年9月までは210円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月1日から21年10月24日まで

年金事務所に夫の厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた記録が判明したが、被保険者資格喪失日が不明であるため年金に反映されていない旨の回答を受けた。同社のグループ会社であるC社に照会したところ、当時の労働者名簿が見つかり、夫のA社B工場での勤務期間が判明したため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と同姓同名で生年月日が同一の被保険者記録（昭和20年5月1日に資格取得、資格喪失日は未記載）が確認できる。

一方、A社のグループ会社であるC社から提出された労働者名簿及び同社からの回答により、申立人は、A社B工場に昭和20年5月1日に入社したことが確認できることから、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

また、前述の被保険者名簿及び旧台帳からは、申立人に係る資格喪失日の記載が確認できないが、前述の労働者名簿及びC社からの回答により、申立人は昭和21年10月23日にA社B工場を退職したことが確認できることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、その翌日である同年10月24日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21年10月24日に資格を喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和20年5月から同年12月までは60円、21年1月から同年3月までは140円、同年4月から同年9月までは210円とすることが妥当である。

茨城厚生年金 事案 1943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 26 日

ねんきん定期便を確認したところ、A社において、平成 20 年 12 月に支給された賞与の年金記録が漏れていることが判明した。

しかし、賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額（上限額）に相当する賞与を支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月

年金事務所に年金記録を照会したところ、平成12年6月の国民年金保険料が未納となっていた。私は、20歳になった同年*月に国民年金に加入し、保険料については、市区町村役場で毎月納付していたので、申立期間の保険料についても納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、同制度の導入に伴い、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

また、申立人から調査への協力が得られないため、申立期間当時の具体的な保険料納付状況を確認することができない。

さらに、申立人が国民年金への加入当初に納付したと主張している平成12年3月の保険料については、オンライン記録により、当時は未納であったものが、13年10月になってから、納付済みであった同年9月の保険料について免除申請が認められたことにより12年3月の保険料に充当されたことで納付済みとなったことが確認でき、申立期間に近接する時期の保険料の納付方法について、申立人の主張と記録とが整合していない。

加えて、申立期間以外にも未納期間が存在する上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1401

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかった。平成元年4月頃、父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については父親の銀行口座からの引き落としで納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月頃、その父親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の被保険者の20歳到達日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは7年*月以降であると考えられる上、申立人の所持する年金手帳により、申立人は直前の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年8月21日付けで初めて国民年金被保険者となっていることが確認できることから、申立期間については未加入期間であり保険料を納付することはできず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その父親の銀行口座からの引き落としで納付していたと主張しているが、当該口座の取引明細を確認したところ、一人分の国民年金保険料が引き落とされていた事実は確認できるものの、申立人の父親は自身の保険料も同じ口座から引き落とししていたとしており、申立人を含めた二人分の保険料が引き落とされた形跡は認められなかったことから、当該一人分の保険料は申立人の父親の分であると推認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 56 年 11 月までの期間、57 年 1 月から同年 4 月までの期間、同年 6 月から 61 年 5 月までの期間及び同年 7 月から 62 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から 56 年 11 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 4 月まで
③ 昭和 57 年 6 月から 61 年 5 月まで
④ 昭和 61 年 7 月から 62 年 11 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかった。結婚した昭和 52 年 4 月頃、義父が私の国民年金の加入手続を行い、納税組合を通じて保険料を納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月頃に、その義父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については納税組合を通じて納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳により、申立人が初めて国民年金の被保険者となったのは、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 63 年 3 月 11 日であることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその義父からは詳しい事情を聴取できる状態ではない上、申立人自身は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間について、厚生年金保険から国民年金への切替手続をその都度行ったと主張しているが、4回にわたる事務処理を、同一の行政機関が続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1403

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月

年金事務所に年金記録を照会したところ、昭和48年1月の国民年金保険料の納付事実が確認できなかった。申立期間については、同年1月20日に会社を退職後、国民年金の加入手続きを行い保険料も納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、昭和48年2月9日に国民年金に任意加入し、同日に同手帳が発行されていることが確認できることから、申立人は、申立期間においては国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持する「昭和47年度4期分国民年金保険料納付通知書兼領収証書」により、申立人は、47年度第4期（昭和48年1月から同年3月まで）のうち、申立期間を除く同年2月及び同年3月の保険料についてのみ納付通知を受けており、申立期間については納付通知を受けていないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1404

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年3月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成元年12月から2年3月までの保険料が未納となっていた。

当時、私は、結婚のため勤務していた会社を退職する際、会社から、結婚するまでの間は国民年金に加入するようとの説明があったので、平成2年1月頃にA市区町村（現在は、B市区町村）役場で国民年金の加入手続を行い、同市区町村役場で保険料を毎月納付していた。退職から結婚までの6か月のうち、最初の4か月が未納となっているのは不自然である。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年1月頃にA市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、同市区町村役場で保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号よりも前に同記号番号が払い出されている国民年金被保険者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年6月21日であることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降であると考えられる上、申立人の所持する年金手帳により、申立人は同市区町村からC市区町村への転居後に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上述のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは平成2年6月以降であると推認できるため、申立期間の保険料については過年度納付となるが、申立人は、申立期間の保険料について後からまとめて納付したことはないと主張しているなど、過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から63年3月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和61年10月から63年3月までの保険料が未納となっていた。

私の父親が、昭和61年頃、A市区町村（現在は、B市区町村）役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、父親が税金と一緒に納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和61年頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号よりも前に同記号番号が払い出されている国民年金被保険者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成4年6月11日であること、及びオンライン記録により、申立人は同年6月の国民年金保険料を同年7月14日に納付していることが確認できることから、申立人は同年6月又は同年7月に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる平成4年6月又は7月の時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人の申立期間については、平成10年2月20日に国民年金被保険者期間として追加されたものであり、それまでは未加入期間であったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から 48 年 1 月 26 日まで
年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 43 年 6 月 1 日から 48 年 1 月 26 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いため、申立期間について、脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 48 年 2 月 21 日に、申立期間の脱退手当金が支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 14 日から 42 年 12 月 1 日まで
② 昭和 42 年 12 月 1 日から 44 年 1 月 20 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 40 年 3 月 14 日から 42 年 12 月 1 日までの期間及びB社(現在は、A社)に勤務していた同年 12 月 1 日から 44 年 1 月 20 日までの期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

しかし、私はB社に勤務したことはなく、ずっとA社に勤務していたはずである。また、脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 44 年 4 月 24 日に申立期間の脱退手当金が支給決定されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間後、昭和 61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者となるまでの 17 年 3 か月にわたり公的年金への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間①及び②ともA社に勤務していたと主張しているが、申立人の雇用保険の被保険者記録によれば、昭和 40 年 3 月 14 日から 42

年11月22日まではA社、同年11月23日から44年1月20日まではB社において被保険者記録を有していることが確認でき、両社に係る被保険者原票の記録とほぼ一致している上、A社から、同社及びB社は関連会社であったとの回答が得られていることから、申立人の年金記録に不自然な点は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1946

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 1 日から 48 年 12 月 30 日まで
日本年金機構から届いた確認はがきによると、A社に勤務していた昭和 46 年 8 月 1 日から 48 年 12 月 30 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。私は、脱退手当金を受け取った記憶は無く、当該脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 49 年 3 月 1 日に、申立期間の脱退手当金が支給決定されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間前の 7 年 4 か月間及び 4 年間の 2 回の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで
年金事務所に私のA共済組合の組合員記録を照会したところ、C社に勤務していた昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 7 月 1 日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

C社には常勤のD職として勤務していたので、申立期間についてA共済組合の組合員期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録により、申立期間において申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A共済組合からは、申立期間については申立人の組合員資格は確認できない旨の回答が得られた。

また、C社に照会したところ、申立期間に係るA共済組合員台帳には申立人の氏名は確認できない旨、及び申立期間における申立人の給与からの掛金の控除については不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、連絡先の判明した者2人に照会したところ、そのうちの1人から、自分も申立期間に申立人とともにE社からC社に派遣されたF職(D職)であるが、自分と申立人がA共済組合に加入していたかどうかは分からない旨の証言が得られており、オンライン記録上、当該同僚に同共済組合の加入記録は無い。

加えて、申立期間に近接する時期に、同じくE社からC社に派遣されたF職1人に照会したところ、E社から派遣されたF職のA共済組合への加入は任意であり、未加入を選択する者が多かった旨の証言が得られたことから、C社では、短期間の勤務であったF職については、必ずしも一律に同共済組合の組合員資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る掛金がB団体により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における掛金の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として申立期間に係る掛金をB団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。